

かほく市防災行政無線更新等工事

◆質疑事項

No.	図書名	頁	項目名	記載内容	質問内容	回答
1	施工図面	A-01 システム構成図	新設光回線×1(固定IP)		新設光回線(固定IP)の初期費用及び月額費用の負担区分をご教示ください。	初期費用及び工事完成までの期間は受注者負担とする。
2	施工図面	図番C-02	屋外拡声子局 新設柱標準装柱図	基礎大きさ 横800mm 縦800mm m深さ1000mm	ポーリング調査の結果設計図面以上の基礎が必要な場合は、設計変更の協議対象としてよろしいでしょうか。	お見込みの通り
3	仕様書 工事実施設計書	P20	第4章の機器構成 3項屋外拡声子局 工事実施設計書 3号内訳書	NO.1 屋外送受信拡声子局装置 42台 NO. 6～8 屋外拡声装置 計43台 屋外受信拡声装置 T115方式 42台 屋外拡声装固 増設アンプ 「480W: 1台、240W:25台、120W:17台」	仕様書の機器構成および設計書において、屋外送受信拡声子局装置は「42台(42局)」ですが、屋外拡声装置(アンプ)は「480W: 1台、240W: 25台、120W:17台」の計43台が計上されています。局数に対してアンプが1台多いですが、再送信子局分と考えてよろしいでしょうか	お見込みの通り
4	仕様書	P1	2入札参加資格 Ⅱ 共同企業体の代表者の要件 (5)②	1級電気通信工事施工管理技士又は同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者(現場代理人と兼務可)	国土交通大臣が認定した監理技術者資格者証(電気通信工事業)を有し、実務経験により取得した者についても、本要件を満たす配置予定技術者として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	可とする。
5	仕様書	P2	2入札参加資格 Ⅲ 共同企業体のその他構成員の要件 (4)②	1級電気通信工事施工管理技士、又は同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者(現場代理人と兼務可)	国土交通大臣が認定した監理技術者資格者証(電気通信工事業)を有し、実務経験により取得した者についても、本要件を満たす配置予定技術者として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	可とする。
6	仕様書	P2	第4章 機器構成 3. 屋外拡声子局設備	No.4 空中線 ダイポール型 1基	ダイポール型空中線を使用する局は送信機能無しと考えられます(送信局は指向性アンテナ指定となるため)が、屋外送受信拡声子局装置・外部接続箱 42台のうち1台は送信機能無し局用でよろしいでしょうか。	送受信機能有とする。
7	仕様書	P4	第1章 総則 1. 総則 (26)保守	受注者は、サイマル期間中において本施設の使用目的の重要性を鑑み、障害が発生した場合は、直ちに障害対応を行える体制を整備するとともに、既設保守業者との連携を図り、本システムの安定運用に努めるものとする。	受注者と既設保守業者の間には直接の契約関係がなく、受注者から既設保守業者への直接的な作業指示や費用の支払いは行えません。サイマル期間中における障害対応での連携体制について、障害切り分けは受注者が行いますが、既設保守業者への公式な対応要請、およびそれに伴う費用負担(調査費・復旧費含む)につきましては、発注者様にて実施いただくことでよろしいでしょうか	仕様書の通りとする。なお、既設設備との接続において発生する費用については、受注者負担とする。
8	仕様書	P4	第1章 総則 1.総則 (26)保守	(26) 保守 受注者は、サイマル期間中において本施設の使用目的の重要性を鑑み、障害が発生した場合は、直ちに障害対応を行える体制を整備するとともに、既設保守業者との連携を図り、本システムの安定運用に努めるものとする。	サイマル期間中、既設設備に障害が発生した際、それに要した費用も受注者負担との認識でよろしいでしょうか。	仕様書の通りとする。なお、既設設備との接続において発生する費用については、受注者負担とする。
9	仕様書	P4	第1章 1.(23)資料貸与 (24)仕様書の疑義	本工事の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、発注者が所有し本工事に利用できる資料は貸与する。 本仕様書の内容及び記載のない事項に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者双方協議のうえで定めるものとし、受注者の一方的な解釈で本工事を実施しないこと。	図面、仕様書又は貸与資料と現地設備に相違があり、追加作業が発生した場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	仕様書の通りとする。
10	仕様書	P4	第1章総則1総則(26)保守		サイマル期間中、既設設備に改良を加え、接続し、引き続き使用する(導入する操作車から既設親局無線装置を制御する等)、障害対応の切り分けによる混乱を防止するため、それらにかかる復旧対応費も受注者の負担で対応するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
11	仕様書	P5	2. (2) 環境条件	「…なお、第3章の装置仕様に記載がある場合は、第4章の記載内容を優先とする。」	第4章は機器構成となっています。 第3章の記載内容を優先とすることでよろしいでしょうか。	お見込みの通り。

12	仕様書	P6	第1章 2.共通指定事項 (5)電波伝搬等の確認	本工事にあたり本仕様秘に示す基準と自ら選定した機器または製造した機器の自社基準等と比較検討し、必要に応じて電波伝搬の確認を行い総合通信局、その他関係機関と協議を行い、システム運用に支障がないようにすること。	比較検討するにあたり、設図計画書(机上設計や電波実験結果)が必要になりますが、受注者に提供いただけますでしょうか。	提供する。
13	仕様書	P6	2. 共通指定事項(7) 免許申請	北陸総合通信局への免許申請手続きについては、電子申請にて行うこと。	免許申請費用については、受注者負担、電波利用料(電波法に基づく毎年の電波利用料)については発注者負担との認識でよろしいでしょうか。	申請費用及び工事完成までの期間の利用料は受注者負担とする。
14	仕様書	P6	第1章総則2共通指定事項(8)音達状況の確認		「住民聴取の了解度の向上を図ること」と記載がございますが、了解度は総務省消防庁発行「防災行政無線等の屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する検討報告書」に記載の了解度を指すでしょうか。	仕様書の通り。
15	仕様書	P7	第2章 施設の概要 3.既設設備との接続	工事期間中の新旧システムの呼出については今回整備する操作卓から一元的に操作が可能なこと。なお、呼出種別は最低でも緊急一括放送を可能とするもの。なお、本機能に関する動作確認は受注者が責任を持って対応することとし、それに係る費用は受注者負担とする。	新たに整備する操作卓から既設他社システムへの呼出起動(信号送出)および連携の動作確認については受注者の責任において実施いたしますが、既設の屋外子局や戸別受信機等の機器本体における、経年劣化や既存の不具合に起因する動作不良、および機器自体の動作保証については、本事業の対象外(発注者様または既設保守業者様の責任範囲)という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
16	仕様書	P7	第2章 施設の概要 3. 既設設備との接続	工事期間中の新旧システムの呼出については今回整備する操作卓から一元的に操作が可能なこと。なお、呼出種別は最低でも緊急一括放送を可能とするもの。なお、本機能に関する動作確認は受注者が責任を持って対応することとし、それに係る費用は受注者負担とする。	動作確認において、事前に動作を担保するような書面は必要となるでしょうか。	不要とする。
17	仕様書	P7	第2章 施設の概要 3. 既設設備との接続	工事期間中の新旧システムの呼出については今回整備する操作卓から一元的に操作が可能なこと。なお、呼出種別は最低でも緊急一括放送を可能とするもの。なお、本機能に関する動作確認は受注者が責任を持って対応することとし、それに係る費用は受注者負担とする。	今回整備する操作卓と既設設備との接続の際、既設保守業者の立ち合いが必要になるという認識でよろしいでしょうか。	受注者の判断となるが、立会が必要となった際の費用については受注者負担とする。
18	仕様書	P7	1.施設概要	既設設備を有効利用した機器入替更新も可能とする。	流用を想定する既設設備の範囲をご教示願います。また、流用対象設備に劣化・故障・性能不足等が確認された場合の更新費用は設計変更対象との認識でよろしいでしょうか。	仕様を満たした既設設備を流用することは可とするが、劣化・故障・性能不足等における更新費用については受注者負担とする。また、流用した機器については次期更新まで使用可能なこと。
19	仕様書	P7	2.設備概要 (1) 親局設備 イ	連携先システムとの連携に関しては I/F 条件をあわせることとし改修費用についても本工事に含むものとする。	既設設備情報(I/F条件等)が提供されず、新規開発又は追加改修が必要となった場合、その費用は設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	仕様書の通り。
20	仕様書	P7	第2章 施設の概要 2. (1)親局設備	イ 連携I/FはSMTPもしくはFTPとし改修費用についても本工事に含むものとする。	連携先の業者様、サービス、インターフェース仕様をご教示いただきたくお願いいたします。また、ご回答が困難な場合、改修費用は別途ご契約等としていただきたく、お願いいたします。	仕様書の通り。
21	仕様書	P7	第2章 施設の概要 3. 既設設備との接続		工事期間中における新旧システムの呼び出しについては、今回整備する操作卓から一元的に操作可能とする旨の記載がありますが、当該仕様の確実な履行を担保する観点から、受注者に対して動作確認証明書の提出を求めるものと理解しております。つきましては、仮に動作確認証明書の提出がなされなかった場合、その取扱いは契約不履行に該当し、契約解除の対象となるのでしょうか。	仕様を満たしていれば証明書は不要とする。
22	仕様書	P7	第2章 施設の概要 3. 既設設備との接続		既設設備との接続に関して、障害監視に関する記載が見受けられませんでした。もし障害監視を実施しない場合、障害発生時に再送信局および再送信子局配下の屋外拡声子局から放送が行われていない状況を把握できない可能性があると考えております。また、移行期間中は今回整備する操作卓において一元的に管理・監視を行うとの記載がありますが、子局の監視を実施しない場合、放送が正常に行われたかどうかを確認できなくても問題ないという認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
23	仕様書	P10	2. 共通指定事項(8) 音達状況の確認	子局毎に放送音声の音達状況を調査し、住民聴取の了解度の向上を図ること。	音達状況調査の結果、スピーカの増設、方向変更又は出力変更等が必要となった場合は、設計変更対象と考えてよろしいでしょうか。	スピーカの増設のみ変更対象とする。

24	仕様書	P10	第3章 機能 II. 自動プログラム送出装置	サ 放送登録時、他の放送登録の時間が重なった場合には、放送開始時刻を自動で繰り下げて登録または放送を行うこと	自動で繰り下げて登録または放送を行うことに対し、操作者に重複している旨を表示することで代替としてよろしいか。	仕様書の通り。
25	仕様書	P11	第3章 機能 1. 親局設備 (2)操作卓制御装置 (機器収容架もしくは操作卓内に実装) VI) 文字伝送装置	エ 音声合成装置で作成したテキストデータを配信することができること。 キ 障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容を表示できること。」	特定メーカーの仕様です。各社操作方法はそれぞれ異なります。操作卓で作成したテキストデータが配信できれば良いでしょうか。	可とする。
26	仕様書	P11	(6)遠隔制御装置	「オ システム待機状態時には自動放送の次放送、障害情報の画面表示が可能であること。 キ 障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容を表示できること。」	防災環境対策課及び消防庁舎に設置予定の遠隔制御装置において、当社仕様は一括の監視機能となっておりますがよろしいでしょうか。	仕様書の通り。
27	仕様書	P12	(7)親局無線装置	「イ 無線部・制御部・電源部は現用・予備を備えており、障害が発生した場合は自動的に予備系に切り替わること。 キ 障害一覧として、発生日時・障害検出部・障害内容を表示できること。」	電源部については、予備電源を搬入することにより、即時対応することでも可能でしょうか。	仕様書の通り。
28	仕様書	P13	(12)WEB遠隔制御装置	「ア 遠隔制御装置から本装置へWEB回線またはLTE回線等を使用してアクセスし、音声合成及び肉声録音での防災無線の放送及び各種情報配信ができること。 ウ 放送における機能について操作卓と同様の機能を保有していること。」	音声合成・肉声録音を音源としていますが、各種の通報先に対して任意の時刻に無線送信を起動できる設備は、通信所として届け出が必要な遠隔制御局と考えられますが、使用場所を特定しない運用が総合通信局に認められるものと解釈して宜しいでしょうか。また、連絡回線が専用線のものでない場合、目的外使用への対処が困難ため、通常の遠隔制御装置に準じた設備としたいのです。よろしいでしょうか。	仕様については、発注仕様書の通りとする。設置場所については受注後の協議とする。
29	仕様書	P13	第3章 機能 1.親局設備		ウ 放送における機能について操作卓と同様の機能を保有していることと記載ございますが、情報配信連携も行うという解釈でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
30	仕様書	P18	(2)文字表示装置	カ「商用電源の停電時は内蔵乾電池に自動的に切り替わり、電文表示:待機の比が5:55の使用条件で72時間以上連続して使用できること。」 仕様書P32 (2)文字表示端末装置 ④「停電保障:拡声放送5分待ち受け55分にて72時間以上」	当社の文字表示装置は戸別受信機と一体型であり、24時間の停電補償となりますがよろしいでしょうか。	一体型でも可とするが、停電保障は72時間以上とする。
31	仕様書	P18	(2)文字表示装置	オ「表示部にはバックライトが装備され、夜間でも文字情報を読み取れること」	P32 第5章機器仕様 P32 4戸別受信局設備 (2)文字表示端末装置②表示部:バックライト等で夜間でも文字認識できること。と同様であると認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
32	仕様書	P19	第4章 機器構成 1. 親局設備	No.13 J-ALERT受信機 1台 表示用PC:1台含む No.15 J-ALERT表示用PC 1台	J-ALERT受信機の備考に「表示用PC:1台含む」と有りますが、J-ALERT表示用PCは計1台でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
33	仕様書	P20	屋外拡声子局設備 No.1 屋外送受信拡声子局装置 42台		建柱新設(鋼管柱製作含)20台・既設柱残置(設備機器更新のみ)20台・他2台(かほく市役所・白千鳥ハイツ)合計42台の認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
34	仕様書	P20	第4章 機器構成 1. 親局設備	No.24 直流電源装置 DC-48V またはDC+13.8V 蓄電池: 50AH 整流器:50A	整流器の電流量は、機器の最大電流(弊社機器では20A以下)以上の容量としてよろしいでしょうか。	仕様書の通りとする。
35	仕様書	P20	P20 第4章 機器構成 3. 屋外拡声子局設備 No.6屋外拡声装置 No.7屋外拡声装置 No.8屋外拡声装置		No.6 屋外拡声装置 増設アンプ(480w以上)1台 No.7 屋外拡声装置 増設アンプ(240w以上)25台 No.8 屋外拡声装置 増設アンプ(120w以上)17台 と記載がございますが、複数台の増設アンプ構成にて上記w数を満たす手法でも問題ないでしょうか。	お見込みの通り。

36	仕様書	P30	第5章 機器仕様 3. 屋外拡声子局設備 (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンプ無し)	②停電補償:放送5分、待受け55分の状態において72時間以上動作できること。(放送時の出力はユーザー設定に従い、待ち受け時におけるスピーカ用アンプの出力は、1 KHzの連続正弦波の定格出力20%で運用すること。	特定メーカーの仕様です。「放送時の出力はユーザー設定に従い」とありますが、停電補償において、ユーザー設定は存在しません。よって停電保障として1KHzの連続正弦波の定格出力20%で、放送5分、待受け55分の状態において72時間以上動作できれば良いでしょうか。	可とする。
37	仕様書	P34	第6章 工事仕様 3. 一般事項 (2)施工計画	力 設備の設置意図を理解し、工事工程(停波、工事順序、仮設等)や、構造検討(各種基礎、あと施工アンカ、柱強度等)を十分行い工事の計画を立てること。	市役所及び、白千鳥ハイツの取付時の強度設計書は、受注者に提供いただけますでしょうか。もしくは、設置場所の構造または強度がわかる資料は提供いただけますでしょうか。	受注者へ資料提供する。
38	仕様書	P34	第6章 工事仕様 3. 一般事項 (5)工事内容の変更	「発注者」による変更は変更部分の金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格等によるものについては、「受注者」の負担により行う。	監督官庁の指示や規則等の改正は、契約当事者以外の第三者による決定であり、受注者にとって予見困難な「不可抗力」に該当します。公平な契約履行の観点から、受注者側でその理由・根拠を提示し、発注者の承認を得た範囲において、双方協議により変更部分の金額をお認めいただくことは可能でしょうか。	仕様書の通りとする。
39	仕様書	P35	3. 一般事項 (2)施工計画 力	設備の設置意図を理解し、工事工程(停波、工事順序、仮設等)や、構造検討(各種基礎、あと施工アンカ、柱強度等)を十分行い工事の計画を立てること。	既設柱の建替えが必要となった場合は設計変更対象となる認識でよろしいでしょうか。	劣化における建て替えが必要となった場合は変更の対象とする。
40	仕様書	P35	3. 一般事項 (2)施工計画 力	設備の設置意図を理解し、工事工程(停波、工事順序、仮設等)や、構造検討(各種基礎、あと施工アンカ、柱強度等)を十分行い工事の計画を立てること。	現地調査及び構造検討の結果、既設柱・既設建築物への補強工事、基礎補強工事等が必要となった場合は設計変更対象との認識でよろしいでしょうか。	劣化における建て替えが必要となった場合は変更の対象とする。
41	仕様書	P28 P30 P31	第5章 機器仕様 2. 再送信子局設備 (1) 再送信子局装置 工 電源部 3. 屋外拡声子局設備 (1) 屋外送受信拡声子局装置(アンプ無し) 工 電源部 3. 屋外拡声子局設備	②停電補償:放送5分、待受け55分の状態において72時間以上動作できること。(放送時の出力はユーザー設定に従い、待ち受け時におけるスピーカ用アンプの出力は、1 KHzの連続正弦波の定格出力20%で運用すること。)	待ち受け時でなく、放送時におけるスピーカ用アンプの出力を、1 KHzの連続正弦波の定格出力20%で運用するという理解でよろしいでしょうか。	可とする。
42	仕様書		第4章 3.屋外拡声子局設備	No.15	かほく市防災行政無線局管理運用要綱では現用の親局を含む屋外拡声子局は54局です。更新工事において44局に削減されることになっておりますが、公告資料には屋外拡声子局一覧(新)が付属しておりません。どの子局が廃止対象となるのかを含め、工事内容を把握したため、屋外拡声子局一覧(新)をご提示願います。	受注者に提供します。
43	仕様書		第4章 3.屋外拡声子局設備	No.15	No.1の質問回答において新規設置局がある場合、その設置場所は公共用地との認識でよろしいでしょうか。仮に、民地への設置を予定している場合は、発注者様において地権者への事前説明および設置に係る同意取得が完了しているとの認識でよろしいでしょうか。	受注者に提供します。
44	仕様書		第4章 機器構成		再送信子局の設置位置に関しては、既存から変更はないとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
45	仕様書		第2章 設備概要		連携対象となる「かほく市アプリ」「登録制メール」「ホームページ」「CATV」のシステム名称、メーカー、現行環境および連携仕様書をご提示願います。また、API連携が必要な場合、既存ベンダとの調整窓口および改修費負担範囲についてご教示願います。	受注者に提供します。

46	仕様書		第3章 第5章		屋外送受信拡声子局装置(アンプ無し)とありますが、屋外送受信拡声子局装置にアンプ120Wを内蔵している場合、通常アンプ120Wは子局装置本体に内蔵、増設アンプ240Wは120W、増設アンプ480Wは360Wで仕様を満足できます。このような仕様でもお認めいただけますでしょうか。	可とする。
47	入札公告		Ⅲ(4)② について		実務経験で監理技術者の資格を持った者は同等以上の能力を有する、と認められますか？	可とする。
48	入札公告		Ⅱ 共同企業体の代表者の要件(5)②		1級電気通信工事施工管理技士又は同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者(現場代理人と兼務可)とありますが、監理技術者証(電気通信)の所持でよろしいでしょうか。	可とする。
49	入札公告		Ⅲ 共同企業体のその他構成員の要件(4)②		1級電気通信工事施工管理技士又は同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者(現場代理人と兼務可)とありますが、監理技術者証(電気通信)の所持でよろしいでしょうか。	可とする。
50	施工図面	10 A-0 1	システム構成図		システム構成図に「新設光回線×1(固定IP)」の記載がありますが、回線契約主体および月額費用負担先についてご教示願います。 また、WEB遠隔制御用のインターネット接続環境は発注者支給の想定でよろしいでしょうか。	初期費用及び工事完成までの期間は受注者負担とする。
51	積算基準				本工事に対する積算基準は『国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編・電気通信編)令和8年度版』に準拠して考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
52	積算基準				積算基準が『国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編・電気通信編)令和8年度版』に準拠する場合、工事区分は『道路維持工事』と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
53	積算基準				積算基準が『国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編・電気通信編)令和8年度版』に準拠する場合、地域補正は『一般交通影響あり(2)-1』と考えてよろしいでしょうか。	補正無し。
54	積算基準				積算基準が『国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編・電気通信編)令和8年度版』に準拠する場合、技術者間接費率に該当する工事種別は『道路情報表示装置』と考えてよろしいでしょうか。	移動通信設備
55	積算基準				機器単体費は間接工事費の対象には含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
56	仕様書 工事実施 設計書		第4章 機器構成		戸別受信機200台、文字表示対応40台の設置先リストをご提示願います。 また、各戸設置方式について、配布のみ、訪問設置、設定作業を含む設置のいずれを想定されているかご教示願います。	受注者に提供します。なお、設置については訪問設置、設定作業を含む設置とする。
57	最低制限 価格				かほく市最低制限価格算出要綱にて、本件における最低制限価格の算出方法ですが、「建築工事及び設備工事その他工事」の認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
58	工事実施 設計書		材料・労務 屋外拡声子局設備 14号内訳	高所作業車据付40箇所、撤去51箇所 建柱作業車建柱20箇所、抜柱31箇所	撤去場所と新設・柱流用場所の対応関係がわかる「新旧対比 表」または「詳細な配置図・住所」をご開示いただけますでしょうか。	受注者に提供します。
59	工事実施 設計書		9号内訳書	かほく市役所 屋上防災無線柱 補修作業	さび止めの塗布と想定してよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
60	工事実施 設計書		材料・労務 屋外拡声子局設備 14号内訳	ボーリング調査 20箇所	ボーリングの調査はN値の計測でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
61	工事実施 設計書		金抜設計書 内訳書 9号内訳書 6項目目 かほく市役所屋上防災 無線柱		補修範囲の確認のため、該当箇所の図面をご提示願います。図面が無い場合は補修箇所の寸法等をご教示頂けないでしょうか。	図面B-3鋼管柱の錆止めを行うものとする。
62	工事実施 設計書		金抜設計書 内訳書 14号内訳書 5項目目 電力線		電力線の種類をご教示頂けないでしょうか。	EM-CE3.5SQ-2C相当
63	工事実施 設計書		14号内訳書 36項目目 接地銅板20枚		避雷設備については雷保護用にA種接地工事を施す必要があると思いますが、接地抵抗測定値が10Ω以下になるまで接地極を増設する場合、設計変更対象としていただけるのでしょうか	受注後の協議とする。

64	工事実施設計書		14号内訳書 38項目 目 建柱作業車 建柱20箇所・抜柱31 箇所 計51箇所		抜柱31箇所・建柱新設(鋼管柱製作含)20箇所となる為、実質屋 外拡声子局の設置箇所数は53箇所→計42箇所、11台の減台と いう認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通り。
65	工事実施設計書		14号内訳書 39項目 目 ボーリング調査 20箇 所		設計段階で調査深さの目安があればご教授下さい(N値確認・土 質・支持層までの採掘は実質必要)。	3m
66	工事実施設計書		機器撤去費 屋外拡声 子局 設備 17号内訳書		内訳書において「コンクリート殻処分費47t」が計上されてお りますが、内訳書の他項目および仕様書において、コンクリ ート殻の排出元と想定される「基礎撤去工」、「掘削跡の埋戻 し工(材料費・施工費)」および舗装復旧(材料費・施工費) の記載が見当たりません。 基礎撤去、埋戻しおよび舗装復旧に要する労務費、機械経費 ならびに埋戻し材料費は、どの工種に内包されているかご教 示願います。	設備16号内訳書の鋼管柱に内包
67	工事実施設計書		機器撤去費 屋外拡声 子局 設備 17号内訳書		内訳書において「コンクリート殻処分費47t」が計上されてお りますが、内訳書の他項目および仕様書において、コンクリ ート殻の排出元と想定される「基礎撤去工」および「掘削跡の 埋戻し工(材料費・施工費)」の記載が見当たりません。 基礎撤去については、全撤去、地中残置(一部破碎)のいずれ を想定されているかご教示願います	基礎については、全撤去にて想定 している。
68	工事実施設計書		設計書 鏡 歩掛単価適 用記号		設計書 鏡 歩掛単価適用記号が空白ですが、令和8年度版 土木工事積算基準および令和8年度改定の労務単価で積算を 行うとの認識でよろしいでしょうか	お見込みの通り。
69	工事実施設計書		設計書 11号内訳書14 号内訳書		ボーリング調査によって地盤が適さないと判断された場合に おける地盤改良等費用の負担については、別途市が負担し、 本工事には含まないとの認識でよろしいでしょうか。	受注後の協議とする。
70	契約約款				近年の資材価格及び労務単価の上昇を踏まえ、本工事の施工期間 中に価格変動が発生した場合、請負代金額の変更協議やスライド 条項の適用を行うことは可能でしょうか。	受注後の協議とする。(かほく市建 設工事標準請負契約約款第25条 による)